砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)第8条の規定に基づき、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定による令和5年度砂利採取業務主任者試験の実施について、次のとおり公告する。

令和5年9月22日

静岡県知事 川勝平太

1 受験資格

年齢、性別、学歴、国籍、住所等は問わないが、砂利採取業者の登録等に関する規則第7条に規定された職務を行い得る者

- 2 試験の日時及び場所
 - (1) 日時 令和5年11月10日(金)午前10時から2時間(正午まで)
 - (2) 場所 静岡市葵区鷹匠3-6-1 静岡県職員会館(もくせい会館)2階 第一会議室
- 3 試験の科目

筆記による学科試験

- (1) 砂利の採取に関する法令事項
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

4 受験手続

(1) 受験願書の配布場所

静岡県交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課

各土木事務所維持管理課(管理課、用地管理課)

静岡県砂利工業組合

静岡県砕石業協同組合

静岡市開発指導課

浜松市道路保全課

- (2) 提出書類
 - ア 受験願書(県で作成した所定のもの)
 - イ 履歴書(県で作成した所定のもの)
 - ウ 写真 1 枚 (縦6.0cm×横4.0cmとし、出願前 6 か月以内に撮影した無背景、無帽、正面上半身像を受験願書の所定欄にのり付けすること。)
- (3) 受験料

8,100円(静岡県収入証紙を受験願書の所定欄にのり付けすること。)

(4) 受験の申込み

受験願書及び履歴書に所要事項を記入し、写真をはって、静岡県交通基盤部河川砂防局河川砂防管理 課へ持参又は郵送すること。

(5) 受験願書受付期間

令和5年9月29日(金)から令和5年10月20日(金)まで なお、郵送の場合は、令和5年10月20日の消印のあるものまで受け付ける。 (6) 受験願書の提出先及び問い合わせ先 静岡市葵区追手町9番6号(郵便番号420-8601) 静岡県交通基盤部河川砂防局河川砂防管理課 電話番号 054-221-3195

5 合格の発表

- (1) 令和5年11月30日 (木) 午前10時、合格者の受験番号を静岡県庁本館玄関及び各土木事務所の掲示板 に掲示するとともに、静岡県ホームページに掲載する。
- (2) 合格者には合格証を交付する。
- 6 その他
 - (1) 受験願書は折り曲げたり、丸めたりしないこと。
 - ② 受験票は郵送する。